

○栗原市総合計画審議会条例

平成17年4月1日

条例第34号

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び市長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査、審議させるため、市長の諮問機関として栗原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。